

消防国第107号
平成26年11月20日

各都道府県国民保護主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長

都道府県の国民の保護に関する計画の変更について

都道府県の国民の保護に関する計画（以下「都道府県国民保護計画」という。）の変更に係る内閣総理大臣への協議については、これまで「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定）」が変更された際等に協議へ向けた手続きを行っていましたが、別添の内閣官房からの依頼文のとおり、都道府県国民保護計画の変更を行う予定がある場合には、必要に応じて、協議に向けた手続きを行うこととしました。

つきましては、下記により別添調査票を作成の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

なお、既に軽微判定が終了している都道府県については、調査票の提出の必要はございません。

30道府県の都道府県国民保護計画は去る11月14日の閣議決定により変更協議が了承されたところですが、当該閣議決定に間に合わなかった都道府県については、必ず変更いただきますようお願いいたします。

記

1 調査内容

都道府県国民保護計画の変更に関する調査

- ・ 都道府県国民保護計画を変更するときは、軽微な変更を除き、都道府県の国民保護協議会に諮問しなければならないこと。（国民保護法第37条第3項）
- ・ 本調査は、計画の変更事項のすべてを対象とするものであり、当該変更が軽微な変更にあたるか否かについては内閣官房が判断するものであること。
- ・ 都道府県国民保護計画の変更をする場合に内閣総理大臣協議を要しない軽微な変更（同法第34条第8項ただし書き）とされるものは、国民保護法施行令第5条に限定列記される事項のみであること。

2 提出期限 平成26年12月12日（金）17時

3 提出方法

「調査票」を、電子メールにて安藤及び加藤までお送り下さい。関係資料については、電子メールの他、郵送・FAX等でお送りいただいても構いません。

4 その他

- ・ 本調査において御提出いただく変更については、原則として内閣総理大臣協議及び都道府県国民保護協議会への諮問が必要となることを前提としてスケジュールの調整等準備を進めて下さい。
- ・ 別添のとおり都道府県国民保護計画の変更に係る今後のスケジュールのイメージを添付いたしますので、御参照下さい。
- ・ 内閣総理大臣への協議に向けた手続きについては、都道府県の意向を踏まえ、必要に応じて、適時行うこととしました。

【参考】

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
（抄）

（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）

第五条 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（同条第五号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

連絡先 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 担当 : 山井課長補佐、安藤事務官、加藤事務官 住所 : 〒100-8927 千代田区霞が関2-1-2 TEL : 03-5253-7550 FAX : 03-5253-7543
--